

処遇改善を2022年10月以降も継続

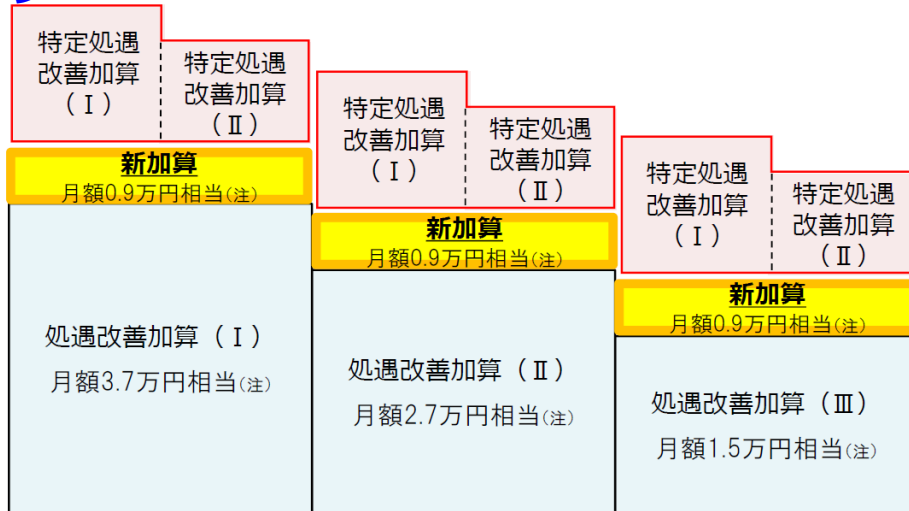
～財源に介護報酬を充てる～

第206回社会保障審議会介護給付費分科会

2022年1月12日（水）15：00～17:00（オンライン会議）

12日の介護給付費分科会では、2022年2月から9月にかけて行われる月額平均9,000円相当引き上げる新たな処遇改善（補助金）について、2022年10月以降は、要件等を引き継いだ上で介護報酬を財源に充てて継続する案（1.13%程度の臨時の報酬改定）が提案されました。

新加算のイメージ



- ・対象
介護職員。（事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることのできるよう柔軟な運用を認める）
- ・算定要件：以下の要件をすべて満たすこと
処遇改善加算（I）～（III）のいずれかを取得していること
賃上げ効果の継続に資するよう、補助額の $\frac{2}{3}$ は介護職員等のベースアップ等*の引上げに使用することを要件とする（*基本給又は決まって毎月に支払われる手当）

この処遇改善策について、厚生労働省は、「2～9月の補助金と10月以降の報酬対応とは同じ政策目的の下で行われ、仕組み（補助要件など）を変えれば事務負担が大きくなるため、基本的に補助金の要件・仕組み等を引き継ぐ」としています。

◆委員からの主な意見（処遇改善については賛成とした上で）

- 介護報酬を財源にするということは、保険料負担が増大することである。補正予算措置の実効性を確認し、効果検証してから検討するべきではないか。
- 10月以降、事業者と指定権者に、新たな事務負担が発生しないように配慮してほしい。例えば、計画書の提出は4月と8月の2回となっているが、4月の提出だけで良いのでは？
- 処遇改善加算1から3をとっている事業所は、自動的に配布する事務手続きでも良いのでは？
- 公平性の観点から全国の介護職員に平等に配布されることが望ましい。今回示された方式では、事業所の評価となり、個々の職員へ配布されないことになる。
- 質問：加算方式を取るのなぜか。介護職員全体の底上げが目的のはずであるが、加算方式では、取得する事業所と取得しない事業所が発生する。基本報酬引き上げではない理由を聞かせてほしい
⇒主旨である介護職員の継続的な処遇改善につなげる要件（ベースアップ等に少なくとも $\frac{2}{3}$ を使用する）を設けた上で、当該要件を満たす事業所に報酬をつけるには、加算方式がなじむと考えた。

介護給付費分科会では、今後も10月以降の新たな処遇改善の方策について議論が継続されます。